

私立高等学校等就学支援金



[1] 高等学校等就学支援金制度とは

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

◆貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。

◆公立と私立で支給金額が異なります。

(私立は認定区分に応じ月額9,900円~24,750円が支給されます)

[2] 対象者

- 保護者等の「道府県民税所得割額」および「市町村民税所得割額」の合計が**50万7000円未満**の者
- 高等学校等に在学した期間が通算して36月を超えない者

【参考】本校での受給実績 [2018年度]

CHECK!!

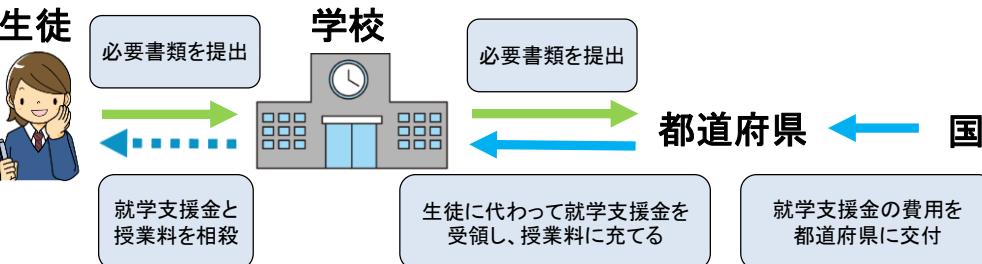
全体の75%以上の家庭が
就学支援金を受給しています

就学支援金受給により授業料は
月額平均18,290円程度となります

2018年7月時点

[3] 支給方法（受給までの流れ）

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受領し、授業料と相殺されます。(生徒や保護者が直接受け取るものではありません。)



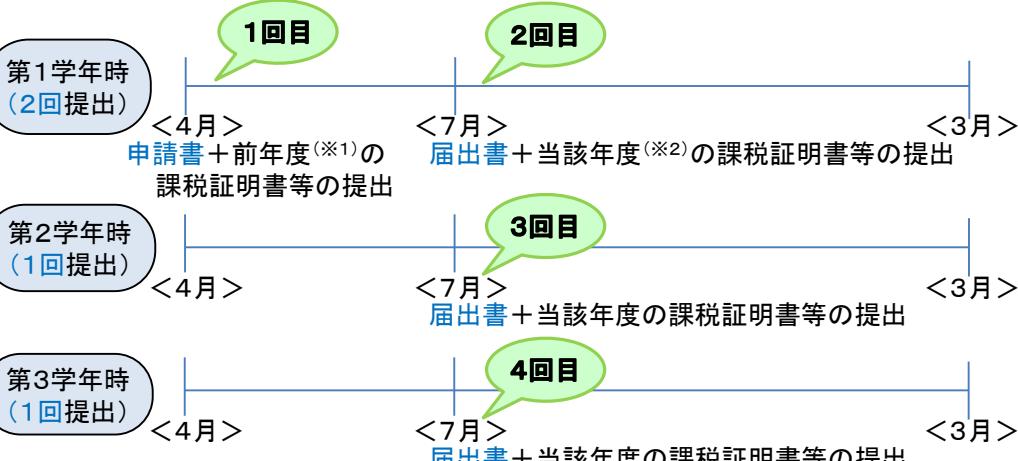
[4] 受給するために必要な手続・書類

■申請に必要な書類■

- ① 申請書または届出書
- ② 課税証明書など

<保護者の所得を証明する書類(所得割額が分かるもの)>

①と②を高校に提出し認定されると
就学支援金が支給されます。



※1 平成30年度に提出する場合は、平成29年度の課税証明書等

※2 平成30年度に提出する場合は、平成30年度の課税証明書等

[5] 所得割（合計）に応じた受給金額

<私立高等学校の場合>

道府県民税所得割 市町村民税所得割 (保護者の合算)	0円 (非課税)	85,500円 未満	257,500円 未満	507,000円 未満
目安年収(※)	250万円 未満	350万円 未満	590万円 未満	910万円 未満
就学支援金 受給額	月額 24,750円	月額 19,800円	月額 14,850円	月額 9,900円
年額	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円

- 受給資格の確認は、年収ではなく所得割額（道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の保護者合計）で行います。
- 年収目安は家庭の状況（家族構成等）で大きく異なる場合があります。
必ず道府県民税所得割額および市町村民税所得割額を確認ください。

「道府県民税所得割額」「市町村民税所得割」とは、
住民税の税額のひとつで、所得に応じて課税されます。

* 所得割額は該当年度の「課税証明書」等で
確認することができます（右記参照）

その他の主な 授業料補助制度

詳細は本校HPを
ご参照ください

- 静岡県授業料減免費補助金
- 静岡県私立高等学校等奨学給付金
- 各自治体による授業料補助

[6] 所得割額の確認方法

- ◆市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。
 - 課税証明書（市町村役場、出張所で発行）
 - 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」
(勤務先を通じて配布。6月頃に配布されるので、大切に保管して下さい。)
 - 住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）
※源泉徴収票では確認できません。

	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

課税証明書

納 税 義 務 者	住 所
氏 名	

記

年度 平成 年度 (平成 年分所得)	所得の金額		税額	所得割額	均等割額	年 税 額
	収入金額	0円				
	給 与	0円				
	公的年金等	0円				
所 得 の 金 額 の 内 訳	本人 該 当	扶 養 該 当	所 得 控 除 額	課 稅 標 準 額		
総所得 (内給与 土地等事業収 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式配当 先物取引所得 山林 退職	特別障害者 その他障害者 老人 寡婦 特別寡婦 寡夫 勤労学生	控対配 老人控対配 同居者控等 老人扶養 特定扶養 16歳未満 その他扶養 同居特別障害 特別障害 その他障害	雑損 医療費 社会保険料 小企共済掛金 生命保険料 寄附金 地震保険料 障老寡学生 配偶者特別 配偶扶養基礎	0円 0円 0人 0人 0人 2人 1人 0人 0人 0人 0人 0人 0人	0円 0円 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人	0円 0円 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人
		16歳未満の被扶養者数は、 平成23年度以前分について は、その他扶養に含まれ ています。				
		本人、扶養該当欄の＊印は該当事を示します。				
		地費保険料は、平成19年度以 前分について損害保険料と読み替 えます。				
		その他の事項				

<http://www.seirei.ed.jp/> <http://www.seirei.ed.jp/>

■お問合せ先■

聖隸クリストファー高等学校

(TEL) 053-436-5313

(URL) <http://www.seirei.ed.jp/>

